

# 月報私学

11  
2013  
Vol.191

日本私立学校振興・共済事業団広報



学校法人昌平学園は今年百十周年を迎えました。一号館校舎は東日本大震災で大規模半壊となりましたが、多くの方々の助力もあり、同時通訳ブースも備えた国際交流の拠点として新生しました。いわきの地を望む高台に建ち、震災からの復興と発展のシンボルとして認知されつつあります。  
写真提供：学校法人 昌平学園（福島県いわき市）

## CONTENTS

- 私立幼稚園の財務状況《平成23年度決算集計》…………… 2
- 私学情報提供システムのご案内…………… 4
- 私立大学等経常費補助金Q & A②…………… 5
- 事業団資金で明日を拓く—特別編— 東日本大震災を乗り越えて…………… 6
- 平成25年度 第2回私学共済事務担当者研修会…………… 8
- 災害にあったとき／介護ビデオ・DVDをご利用ください／  
『社会保障制度改革国民会議』報告書の掲載…………… 9
- 平成25年10月以降の年金額～特例水準の解消～…………… 10
- 被扶養者認定申請—ポイントと事例②—…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

# 私立幼稚園の財務状況 《平成二十三年度決算集計》

私学事業団では、「平成二十四年度学校法人等基礎調査」を基に二十三年度決算データを集計した、二十四年度版『今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）』と『今日の私学財政（専修学校・各種学校編）』を七月に刊行しました。

今回は、『今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）』より、幼稚園の財務状況について概略を解説します。

## 園児数 幼稚園数ともに減少

文部科学省の学校基本調査によると私立・国立・公立を合わせた二十三年度の園児数は一五九万六千人となり、十九年度の一七〇万五千人から十万人減少しています。また、幼稚園数についても一三、二九九園となり、十九年度の一三、七二三園から四二四園減少しています。少子化による厳しい状況は依然として続いています（表1）。

## 幼稚園法人の約三割は 帰属収支差額がマイナス

### 一 消費収支状況

一人法人当たりの消費収支計算書で、十九年度と二十三年度を比較すると、収入の部では、学生生徒等納付金が六

十万円増加、補助金も七五三万円増加し、帰属収入は八八八万円増加しています。支出の部では、人件費が四七一万円増加、経費も四二二万円増加し、消費支出は九四七万円増加しています。

帰属収入の増加額に対して、人件費・経費の増加合計額の方が上回る状況となっています。そのため、帰属収支差額（帰属収入－消費支出）は減少しています。

二十三年度に帰属収支差額がマイナスの幼稚園法人数は一、六六七法人で、集計法人の約三割となっています。経営状況の目安となる帰属収支差額をプラスへ移行させる方策を検討して実行していくことが今後の課題といえます（表2・3）。

### 二 財政状態

一人法人当たりの貸借対照表で、十九年度と二十三年度を比較すると、資産の部では有形固定資産が二、七七三万円、その他の固定資産が七五五万円、流動資産が一、五四九万円それぞれ増加しており、現金預金の増加も含め、資産の部は増加しています。

構成比率をみると有形固定資産のみ

一・一ポイント下降し、六五・四％となっており、施設・設備投資を控え、資金を引当特定資産や現金預金として内部留保していることがうかがえます。

表2 消費収支計算書（1法人当たり金額）

区分	19年度		23年度		差引	
	金額	構成比率	金額	構成比率		
収入の部	学生生徒等納付金	66,159	49.5%	66,754	46.9%	595
	補助金	43,145	32.3%	50,673	35.6%	7,528
	その他	24,237	18.1%	24,992	17.5%	755
	帰属収入	133,541	100.0%	142,419	100.0%	8,878
	基本金組入額	△13,090	△9.8%	△13,675	△9.6%	△585
支出の部	消費収入	120,451	90.2%	128,744	90.4%	8,293
	人件費	77,113	57.7%	81,825	57.5%	4,712
	経費	42,442	31.8%	46,672	32.8%	4,230
	その他	2,193	1.6%	2,718	1.9%	525
	消費支出	121,748	91.2%	131,215	92.1%	9,467
帰属収支差額	11,793	8.8%	11,204	7.9%	△589	
消費収支差額	△1,297	△1.0%	△2,471	△1.7%	△1,174	

表1 園児数と幼稚園数

区分	19年度	23年度	差引
園児数	1,705,402	1,596,170	△109,232
私立	1,367,723	1,303,803	△63,920
国立	6,457	6,044	△413
公立	331,222	286,323	△44,899
幼稚園数	13,723	13,299	△424
私立	8,292	8,226	△66
国立	49	49	0
公立	5,382	5,024	△358

※文部科学省学校基本調査より

表4 貸借対照表（1法人当たり金額）

区分	19年度		23年度		差引	
	金額	構成比率	金額	構成比率		
資産の部	有形固定資産	341,196	66.5%	368,928	65.4%	27,732
	その他の固定資産	67,472	13.1%	75,023	13.3%	7,551
	流動資産	104,558	20.4%	120,052	21.3%	15,494
	（うち現金預金）	(90,513)	(17.6%)	(107,089)	(19.0%)	(16,576)
合計	513,226	100.0%	564,003	100.0%	50,777	
負債・基本金の部	固定負債	35,880	7.0%	36,047	6.4%	167
	流動負債	21,302	4.2%	22,015	3.9%	713
	基本金	464,189	90.4%	520,453	92.3%	56,264
	消費収支差額	△8,145	△1.6%	△14,512	△2.6%	△6,367
	負債・基本金・消費収支差額の部合計	513,226	100.0%	564,003	100.0%	50,777

表3 帰属収支差額がマイナスの法人数

年度	集計法人数(A)	帰属収支差額がマイナスの法人	
		法人数(B)	割合(B/A)
19	5,035	1,665	33.1%
20	5,012	1,770	35.3%
21	5,000	1,590	31.8%
22	5,019	1,661	33.1%
23	5,042	1,667	33.1%

負債・基本金・消費収支差額の部では、固定負債及び流動負債の金額は増加しましたが、資産の部合計が増加したことにより、構成比率は減少していません（表4）。

主要財務比率で財務分析を!

下表は、幼稚園部門について、消費収支計算書関係比率（加重平均値）の中から、収入の構成割合を見るための学生生徒等納付金比率、補助金比率、支出の構成割合を見るための人件費比率、教育研究（管理）経費比率、収入と支出のバランスを見るための人件費依存率、学校法人等の経営状況を見るための帰属収支差額比率を都道府県ごとにまとめたものです。

各財務比率の見方のポイントは『今日の私学財政』に掲載していますので、併せてご参照ください。

これらの財務比率だけで財政や経営を判断するものではありませんが、各学校法人等において、今後の経営改善を進める際の参考としてご活用ください（表5）。

毎年、各都道府県を通じて「学校法人等基礎調査」を実施しております。今後とも、引き続きご協力をお願いいたします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
☎〇三三三〇七八四〇〜七八三・七八五〇  
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

助成業務

表5 都道府県別財務比率一覧（幼稚園部門）

区分	部門数		学生生徒等納付金比率		補助金比率		人件費比率		人件費依存率		教育研究(管理)経費比率		帰属収支差額比率	
	19年度	23年度	19年度	23年度	19年度	23年度	19年度	23年度	19年度	23年度	19年度	23年度	19年度	23年度
北海道	458	445	51.0	51.8	36.1	37.4	62.1	64.9	121.8	125.2	31.4	32.0	5.3	2.3
青森	109	97	46.6	47.7	37.1	36.4	67.1	68.1	144.0	142.6	31.0	34.3	0.4	△3.2
岩手	83	80	43.4	39.2	37.2	41.9	63.6	56.7	146.6	144.6	33.9	34.2	1.7	5.6
宮城	145	147	51.3	38.5	32.3	45.4	58.4	52.0	113.9	135.0	33.9	34.4	6.7	12.6
秋田	60	62	45.3	44.9	34.9	37.5	59.9	60.9	132.0	135.5	35.5	34.7	0.5	3.8
山形	84	82	39.6	38.0	39.2	44.9	61.6	61.0	155.8	160.6	31.4	33.0	6.2	4.9
福島	125	125	42.3	33.6	39.3	47.9	60.6	51.8	143.2	154.1	31.4	34.2	7.2	12.3
茨城	182	187	40.4	37.3	44.3	44.5	58.0	57.7	143.4	154.8	29.8	32.5	11.0	6.6
栃木	179	170	51.6	48.1	37.4	36.8	61.1	56.2	118.3	116.9	28.1	28.2	9.1	14.6
群馬	101	109	48.7	47.5	38.7	40.1	63.6	63.9	130.7	134.6	31.5	32.1	4.3	3.2
埼玉	504	501	52.1	52.3	27.8	28.8	55.9	57.6	107.2	110.1	31.8	36.1	11.1	5.0
千葉	394	387	52.7	51.6	32.2	33.2	56.9	56.4	108.0	109.1	29.4	30.6	12.2	11.8
東京	439	480	56.7	52.2	24.8	29.0	58.4	55.0	103.1	105.3	28.5	27.9	11.8	15.7
神奈川	496	508	59.9	59.3	24.0	25.3	56.7	57.9	94.6	97.5	29.3	31.0	12.6	9.6
新潟	108	94	44.8	40.8	41.3	48.0	67.9	61.7	151.7	151.3	30.2	28.3	1.1	7.8
富山	52	51	46.1	44.2	39.5	40.8	55.7	54.6	120.8	123.4	40.0	41.5	3.6	2.6
石川	61	60	51.6	47.0	42.4	44.7	65.8	60.5	127.5	128.6	33.2	35.3	△2.3	3.6
福井	28	30	38.8	39.1	31.0	45.5	50.2	51.2	129.4	131.0	25.3	29.6	17.9	17.9
山梨	61	61	49.6	45.8	35.9	38.7	65.1	64.8	131.3	141.3	33.6	34.6	△0.1	△2.3
長野	102	92	54.2	48.8	36.0	37.5	64.8	63.2	119.7	129.4	28.4	30.8	4.2	4.8
岐阜	84	80	52.7	55.2	31.6	31.9	59.1	61.8	112.3	112.1	33.3	36.7	6.5	0.1
静岡	219	219	46.2	45.7	38.3	41.0	58.5	60.3	126.7	131.9	31.0	32.6	9.0	5.9
愛知	402	399	39.6	40.3	40.8	44.9	57.8	59.4	145.9	147.7	30.9	32.1	9.9	7.1
三重	58	49	49.2	53.6	32.0	32.7	61.0	60.7	124.0	113.4	31.7	29.8	6.7	6.5
滋賀	24	24	36.3	28.6	48.0	61.7	63.9	52.6	175.8	184.1	29.6	24.1	6.1	23.1
京都	138	135	46.3	45.4	37.5	40.3	59.8	60.5	129.0	133.2	33.1	33.4	5.3	5.3
大阪	374	340	41.2	42.7	40.4	40.1	55.6	58.3	134.8	136.5	34.3	36.2	8.7	2.7
兵庫	193	198	49.1	47.8	33.4	32.4	53.9	54.2	109.7	113.4	31.3	30.5	13.4	10.6
奈良	38	41	49.3	50.2	32.9	33.2	59.8	66.2	121.4	132.1	36.0	45.8	3.6	△12.8
和歌山	41	40	38.7	38.3	43.7	46.9	63.9	65.1	164.9	170.2	29.9	31.2	5.8	3.1
鳥取	29	28	47.2	47.9	39.0	42.1	62.2	63.0	131.7	131.4	27.9	31.1	8.3	4.9
島根	12	11	57.1	53.4	32.1	37.9	65.4	69.4	114.4	130.0	39.3	42.5	△7.8	△14.1
岡山	31	33	40.8	39.6	42.3	42.8	65.0	66.4	159.3	167.9	26.0	29.9	8.8	3.4
広島	184	185	44.4	42.4	40.7	43.3	55.5	52.4	125.1	123.7	37.0	41.4	6.3	3.8
山口	113	107	34.8	33.1	47.2	52.8	58.6	63.7	168.3	192.7	29.3	32.2	11.5	3.7
徳島	9	10	56.8	53.0	25.7	27.6	62.4	65.0	110.0	122.6	30.5	33.3	6.4	△0.5
香川	30	34	52.4	47.7	34.8	33.3	65.0	58.7	124.1	123.1	31.1	29.9	3.0	8.0
愛媛	76	87	48.1	43.2	36.9	41.1	62.0	54.2	129.0	125.5	27.9	27.1	7.6	17.8
高知	30	30	45.7	42.0	40.0	43.0	64.7	64.9	141.7	154.3	29.0	29.1	4.8	1.9
福岡	334	325	52.5	51.2	34.1	34.4	59.0	55.7	112.2	108.7	32.0	32.7	7.8	9.8
佐賀	77	75	52.0	50.1	35.4	37.2	64.8	58.1	124.7	116.0	33.5	32.2	1.1	8.7
長崎	123	124	53.4	47.6	32.2	33.8	63.4	58.9	118.7	123.8	32.7	30.9	1.8	9.4
熊本	108	105	39.3	35.6	51.3	56.8	63.1	63.6	160.4	178.9	26.6	27.8	9.6	8.2
大分	62	61	42.1	40.6	41.5	47.0	59.2	59.9	140.8	147.7	29.5	33.3	10.6	5.0
宮崎	115	109	39.7	35.2	46.5	50.9	64.5	63.7	162.6	181.1	30.4	31.8	4.2	3.9
鹿児島	142	146	40.1	35.0	44.6	51.0	59.2	58.0	147.6	165.7	33.7	33.2	6.3	7.8
沖縄	16	30	47.1	44.7	33.9	33.6	54.1	47.6	114.7	106.5	33.1	30.7	11.9	21.2
全国平均	6,833	6,793	49.2	47.8	34.3	36.4	58.6	58.0	119.0	121.4	31.1	32.4	9.0	8.0

(注) 部門数は学校法人が設置する幼稚園数である。また、部門数の全国平均部分は合計数である。  
 (参考) 学生生徒等納付金比率：学生生徒等納付金／帰属収入  
 補助金比率：補助金／帰属収入  
 人件費比率：人件費／帰属収入  
 人件費依存率：人件費／学生生徒等納付金  
 教育研究（管理）経費比率：（教育研究経費＋管理経費）／帰属収入 又は経費／帰属収入  
 帰属収支差額比率：帰属収支差額（帰属収入－消費支出）／帰属収入

# 経営分析に役立つ!

# 私学情報提供システムのご案内

私学事業団では、「学校法人基礎調査」等をはじめとする各種調査で収集した私立学校等の情報を学校法人へ還元するため、大学法人から小学校法人を対象にインターネットによる情報提供サービス（「私学情報提供システム」）を行っています。

当システムをご活用いただき学校法人の経営に役立てていただければ幸いです。

## 1. 事業団ホームページより学校法人ポータルサイトへアクセス

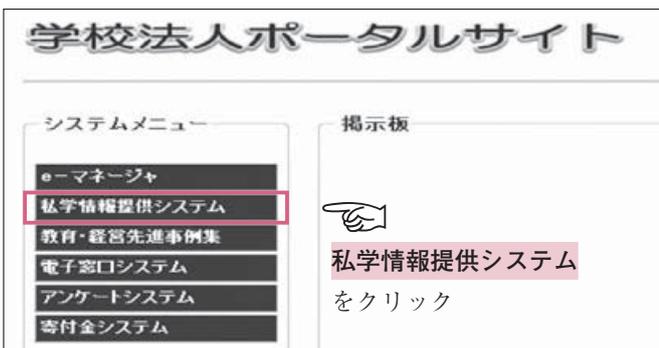


本事業団ホームページ（私学振興事業本部）を表示し、「学校法人ポータルサイトへ」をクリック

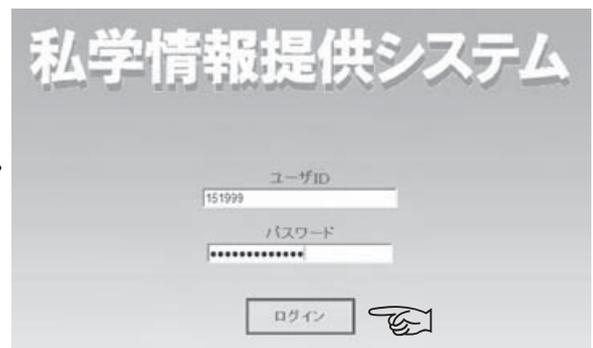


ユーザID（法人番号）とパスワードを入力

## 2. 利用するシステムを選択



私学情報提供システム  
をクリック



再度、ユーザID（法人番号）とパスワードを入力

## 3. 「私学情報提供システム」で取得できるデータ

貴法人、貴学校のデータのほか、都道府県別、学部等系統、学生生徒等数（総現員規模、総定員規模）などを抽出条件として以下の集計データ（合算値、1法人当たり、1学校当たり等）を出力することができます。

※他の法人や他の学校の個別データを出力することはできません。

取得できるデータ（例）

資金収支計算書、人件費内訳表、消費収支計算書、貸借対照表、学生生徒等数、納付金、教職員数、教職員給与、教職員の年齢別平均給与（大学・短期大学のみ）、各財務比率など

### 私学情報提供システムについて

操作手順の詳細は、ポータルサイトに掲載されている「私学情報提供システム 操作マニュアル」をご覧ください。

セキュリティ確保の観点から、親認証もしくは子認証（私学情報提供システム用）を必要としています。なお、「基礎調査票e-マネージャにより発行した子認証」及び「学校法人ポータルサイト閲覧用子認証」ではアクセスできませんのでご注意ください。

詳細は学校法人ポータルサイトトップ画面の「お知らせ」に掲載されている「電子証明書の利用権限」をご覧ください。

※これまでの「私学データ作成システム」は平成24年度末で終了し、25年度より「私学情報提供システム」となっています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
☎ 03 (3230) 7846・7847  
Eメール center@shigaku.go.jp

# 私立大学等経常費補助金Q&A ②

学校法人から、補助金課に寄せられた質問を  
Q&A形式でご紹介します

## 一般補助

### 研究旅費調査票

**Q** 国外へ研究のために出張する際にかかる、国内の空港までの交通費等は対象となりますか。

**A** 対象となりません。国内での研究にかかる鉄道賃・船賃・航空賃・日当及び宿泊料を対象としているため、たとえ国内の交通費等であっても、国外での研究にかかる旅費等については、対象となりません。

### 学生経費に係る調査票(障害のある学生)

**Q** 障害の程度を確認する書類として、どのようなものが考えられますか。

**A** 障害者手帳等の公的な書類や、医師の診断書、学内の保健センター等の学生の健康管理を行う部署の相談記録など、障害の程度が確認でき、具体的配慮が必要と判断した資料等が考えられます。

なお、障害者手帳の写し等の取り扱いには十分注意し、個人情報等は各大学等において適切に管理・保管し

助成業務

てください。

### 教員経費に係る調査票(教育研究補助者)

**Q** 同一の大学院生を、四月から九月までティーチング・アシスタント(T・A)として、十月から三月までリサーチ・アシスタント(R・A)として雇用する場合、本調査票のR・AとT・Aにそれぞれ一名として申請することはできますか。

**A** 同一人を重複して申請することはできません。R・A又はT・Aのいずれか一方で申請してください。

### 学生経費に係る調査票(ICT)

**Q** 「他大学等への授業の配信」について、同一大学の別キャンパスから授業の配信を受けて遠隔教育を実施している場合は該当しますか。

**A** 該当します。ここでの「授業配信」には、同一大学の別キャンパスの授業を、インターネットの利用等により受講できる体制を整備し実施している場合も含まれます。ただし、遠隔教育を行える環境を整備し、実施していることが要件となりますので、

本年度に履修者がおらず、授業を開講しなかった場合は該当しません。

### 認証評価経費調査票

**Q** 自己点検・自己評価にかかる経費は、「認証評価経費」の対象経費に含めることができますか。

**A** 対象となるものは、認証評価を実施するために直接必要な経費のみです。したがって、原則として含めることができません。ただし、認証評価機関へ提出する書類の一部として印刷した自己点検・自己評価報告書代などは、対象に含めることができます。

## 特別補助

### 就職支援・就業力育成の充実に向けた取り組み

「キャリアカウンセラーなどの有資格者数」のカウントについて

**Q** 委託業者と契約し、派遣してもらっているキャリアカウンセラーがいます。契約書では四人派遣してもらおうこととなっていますが、実際は一〇人がローテーションを組んでいます。この場合、支援員は一〇人としてよいのでしょうか。

**A** 四人となります。一〇人がローテーションを組んでいる場合であっても、四人を派遣してもらおうという契約となっているのであれば、四人となります。

### 社会人の組織的な受入れへの支援「共通要件」及び「社会人の受入れ環境整備への支援」について

**Q** 大学等で学んだ社会人の再雇用支援  
一般の方を対象とした講座を開講していますが、受講者の中に離職者が含まれている場合は、対象になりますか。

**A** 対象になりません。広く一般に向けた講座ではなく、離職者向けに用意された講座であることがポイントとなり、講座の案内や募集要項等でそれらが確認できることが必要となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)  
助成部 補助金課

一般補助

☎〇三(三三三三〇)七三〇〇〜七三〇二

七三〇六〜七三〇八

特別補助

☎〇三(三三三三〇)七三〇三〜七三〇五

七三〇九〜七三一一

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

事業団資金で明日を拓く — 特別編 —

東日本大震災を乗り越えて

学校法人 昌平しょうへいこう 東日本国際大学 いわき短期大学

今年創立百十周年を迎えた、福島県いわき市の学校法人昌平しょうへいこう 東日本国際大学・いわき短期大学を訪れました。本年二月に竣工した復興のシンボルである新一号館で、緑川浩司理事長、田久昌次郎学長や教職員の皆様からお話を伺いました。

— 東日本大震災発生時はどう対応しましたか —

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災の当日、学校は春休みでしたが、学内や学生寮には多くの学生や教職員がいました。理事長の指揮で直ちに全員の無事を確認し、学内の学生を市内の避難所へ誘導しました。液状化の被害にあった寮の学生は柔道場へ、帰国していなかった留学生は図書館や学生食堂に集まりました。その夜から炊き出しをしながら、学内での避難生活が三日間続きました。

さらに、福島第一原発において大きな事故が発生したことから、留学生の受け入れ先の確保を急ぎ、東京の創価大学から「全員を受け入れる」という

返事をいただきました。創価大学に到着後は順次帰国の手配を続け、二十一日までに希望者を全員母国に帰すことができました。



3月14日早朝 バスを待つ留学生

そうした中、教職員でメールや電話等による安否確認を続け、二十三日には学生全員の無事が確認できました。また、入学予定者にはインターネットなどで連絡し、在學生はゼミ単位で担当教員が全員の被災状況を把握し、授業料免除や住居の手配をしました。

— 被災状況はどうでしたか —

本学には五号館までの建物がありま

すが、一号館が本震と度重なる余震の影響を受け、使用が不可能な状況となりました（大規模半壊）。

それだけでなく、二号館・三号館も内外壁に亀裂が入り修復が必要となっていました。また、一号館隣りにあった弓道場は土台が裂け隣の法面が大きく崩落した事から、使用不可となりました。女子寮でも地盤沈下などの被害があり、他の寮でも修復が必要な状況でした。

— 新一号館の建設はどのように進められましたか —

もともと、一号館は築四十五年を経過しており、震災前より耐震補強が建替えか検討をしておりました。そこに東日本大震災がおり、大規模半壊になったので、解体を余儀なくされたのです。

震災後、直ぐに立ち上げた復興本部を中心に、震災の年の二十三年三月下旬から新校舎建築計画を立てました。

教育施設設計の実績がある設計業者を選定し、設計業者と本学の復興本部で、各専門分野での意見収集や検討・調整を重ね設計しました。二十四年三月には新一号館の建築に着工し、着工後も、設計業者・施工業者及び復興本部スタッフで月二回の定例会議を設け協議し、工期に遅れもなく本年二月二十三日に竣工を執り行うことができました。



建設中の新一号館

いわき市ではこの新一号館が最も早く復興しました。高台にある建物は国道を通る人や住民からよく見えます。「いわき市が今後どうなっていくのか」という漠然とした不安の中で、日々完成していくこの建物を目にした方々から、「希望が湧いてくる」というお話もありました。

新校舎は復興のシンボルであり、地域の人の精神的な支えとなっていたのかもしれません。

— 新一号館のコンセプトを教えてください。また、特に工夫・配慮をされた点がありますか —

復興のシンボルとして、人間力教育や研究活動の中心となるだけでなく、本学を拠点に地域と世界を繋ぐ施設となる事を目指しています。

「世界に羽ばたくゲート」をコンセプトに、外観北面には、一階から三階にわたり全面ガラスの壁面を取り入れ

ています。研究室フロアーには屋上から太陽光を取り入れ、また階段教室には吹き抜けがあり、陽光に満ちた校舎となっております。

二階から三階を占める三〇〇名収容可能な階段講義室は、四か国語同時通訳システムを備え、国内外の有識者による国際会議などが開催可能です。本年六月末に、同時通訳システムを活用して、日中韓三か国国際シンポジウムが行われました。

さらに、一階には様々な配置換え可能な多目的ホールがあり、地域の方々にも活用していただけるようになっていきます。本年六月に本学客員教授である吉村作治先生の写真展及びトークショーを行いました。

四階研究室フロアーには、研究室二十一室、コミュニケーションルームを四教室設け、本学の特色である「骨太な少人数教育」を実践しております。

六階屋上には、本学の建学の精神である「儒学」を尊ぶ大成殿があります。なお、校舎内のいたるところに、テーブルやイスを設置し、学生の自由学習・憩いの場を設け、ゆとりある空間を提供しています。

平面計画は玄関から各室に至る使いやすいレイアウトと導線計画としました。階段エレベーター等の縦導線コアを校舎両端に配置し、二方向避難とした避難性能の高い計画となっております。構造計画は柱や梁をバランス

良く配置し、大断面鉄骨を採用した構造耐力の高い耐震設計としています。特に耐久性向上のため南と北面外壁をPC構造とし、アルミサッシや外壁タイルをコンクリートに打ちこみ、外壁タイルの落下防止とクラック防止を図っています。立面（外観）は最新の大学校舎に相応しい、二丁掛けタイルとカーテンウォールを採用し、暖色系の彩りタイルが軽快なカーテンウォールとバランス良く構成され、教育施設の重厚なイメージを醸し出しつつ洒落たデザインで仕上がっています。

— 新一号館への学生、保護者等の反応はいかがですか —

学生からは、新一号館については、非常に良い回答を聞いております。教室や研究室以外の設備・施設については、特に休憩時間等を過ごす時のカフェテリア・ホワイエが好評です。また、その場でパンを焼いているベーカリーショップも学生から良い反応をもらっています。

女子学生からは、三階のパウダールームが好評で利用者が多いようです。見学を終えた保護者からの反応は、「素晴らしい施設で勉強できる我が子は幸せですね！羨ましいです！」という言葉が多く聞かれます。とりわけ、お母様方からは、学生同様三階のパウダールームが好評でした。



女子学生・保護者から好評のパウダールーム

— 地域の方からの評価はいかがですか —

いわき市の中心市街地のシンボルとなる建築物の一つとして、いわき駅から徒歩圏内という立地条件も踏まえて、行政や教育関係者からは、規模のシンポジウム等を実施する際の活用が期待されております。また、本学の卒業生や、オープンキャンパスに来た高校生、高校教員の方々からも、新しい施設で勉強ができることに期待の聲が寄せられるなど、高評価を得ています。

— 新一号館建設費用の一部に事業団の復旧支援融資をご利用いただきましたが、その理由についてお聞かせください —

一号館を建て替えるための資金としては、国の震災復興補助金は二分の一が上限で補助金以外は借入金を用意していただきました。しかし、借入額が大きく、震災後の混乱期の中で市中銀行か

らの調達について取りまとめるにはかなりの時間がかかることが予想されたので、事業団の融資を利用しました。また、事業団からの融資は長期で借り入れができるので、単年度の負担が軽く、市中銀行より低利で借りられることも融資を利用した理由です。

取材を終えて

取材に訪れた八月上旬のこの日、地元では「たいら七夕まつり」の真っ最中で、学生たちはボランティアに頑張っていました。



ボランティアに励む野球部の部員たち

また、学内では夏休み期間中にもかかわらず、集中講義や部活動、ゼミナールや就職相談などで、学校に足を運ぶ学生と、それらに対応する教職員の活気に溢れた様子を見ることができました。

そこからは、学生と教職員の日常の距離の近さ、またそのつながりの強さが垣間見え、とても印象的でした。

**平成二十五年度 第二回  
私学共済事務担当者研修会**

一月十四日(火)～一月二十日(木)

広報相談センター相談班

初任者を対象に私学共済制度の業務内容や事務手続きなどの基礎的事項を中心とした事務担当者研修会を各ガーデンパレスで開催します(会場・日程等は下表参照)。詳しくは、十月分掛金納付通知書(十一月中旬送付)に同封する開催案内「私学共済事務担当者研修会の開催について」又は私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」▼お知らせ」をご覧ください。

●参加対象者等

- ・学校法人等の共済事務担当者
- ・各学校から二名まで
- ・参加は一人一コースのみ

●研修内容

私学共済事務の経験がおおむね三年以内の人を対象とした研修です。テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な業務内容の研修を行います。

(1)二日コース

私学共済の共済業務全般(主に資格・短期・長期)

(2)一日コース

私学共済制度の業務の中で、研修希望の多い資格・短期及び長期の各部門ごと

●申し込み方法

開催案内の「平成二十五年度 第二回 私学共済事務担当者研修会申込書」により、十一月二十九日(金)【必着】までに共済事業本部へ郵送によりお申し込みください。

●参加通知

参加の可否は、十二月中旬に学校法人等あてにお知らせします。

●その他

各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。  
応募者が著しく少ないコースは、中止とさせていただきます場合がありますので、あらかじめご了承ください。

研修会会場・日程等一覧

会場	コース番号	実施日	スケジュール	定員	研修内容
札幌ガーデンパレス	①	1月15日(水)～1月16日(木)	2日	50名	共済業務全般
仙台ガーデンパレス	②	1月28日(火)～1月29日(水)	2日	40名	共済業務全般
東京ガーデンパレス	③	1月14日(火)	1日	70名	資格・短期
	④	1月16日(木)～1月17日(金)	2日	50名	共済業務全般
	⑤	1月22日(水)	1日	70名	資格・短期
	⑥	1月23日(木)～1月24日(金)	2日	70名	共済業務全般
	⑦	1月27日(月)～1月28日(火)	2日	70名	共済業務全般
	⑧	1月30日(木)	1日	70名	長期
名古屋ガーデンパレス	⑨	1月28日(火)～1月29日(水)	2日	50名	共済業務全般
京都ガーデンパレス	⑩	1月15日(水)～1月16日(木)	2日	40名	共済業務全般
大阪ガーデンパレス	⑪	1月21日(火)	1日	70名	長期
	⑫	1月22日(水)～1月23日(木)	2日	70名	共済業務全般
広島ガーデンパレス	⑬	1月22日(水)～1月23日(木)	2日	45名	共済業務全般
福岡ガーデンパレス	⑭	1月15日(水)～1月16日(木)	2日	50名	共済業務全般

# 災害にあったとき

## 災害見舞金

業務部 短期給付課

加入者やその被扶養者（任意継続加入者を含みます）が、台風や水害、火事などの非常災害により、住居や家財に五分の一以上の損害を受けたときは、災害見舞金や災害見舞金付加金が請求できます。

### 【請求方法】

「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」に「災害状況明細書」を添えて請求してください。

災害見舞金請求書の証明欄に市区町村長、消防署長又は警察署長の証明を受けるか、り災の程度が明記された、り災証明書を必ず添付してください。

また、「災害状況明細書」は、支給額の算出の基になりますので、住居や家財の現状や損害の状況をできるだけ詳しく記載してください。

### 【支給額】

住居又は家財が三分の一以上焼失又は滅失した場合は、損害の程度に応じて標準給与の月額額の〇・五〜三か月分の災害見舞金と災害見舞金の六〇％相当額の災害見舞金付加金を、住居又は

家財が五分の一以上三分の一未満焼失又は滅失した場合は、標準給与の月額額の〇・五か月分の災害見舞金付加金を支給します。

また、災害見舞金付加金を決定した人には、災害見舞品のカタログを送付しますので品物を選び同封の「災害見舞品連絡書」でお申し込みください。

## 災害貸付

福祉部 貸付課

加入者（任意継続加入者を除きます）が、水震火災、その他の非常災害にあつたために、資金を必要とするときに貸付けします。

### ▼申し込み資格

加入者期間が引き続き一年以上の人

### ▼貸付額

標準給与の月額額の六か月分相当額の範囲内（限度額二百万円）

### ▼貸付利率

年二・〇〇（平成二十五年十月現在の特例利率です）

### ▼申し込み手続き

貸付申込書及び借用証書に、公的機関が発行する「り災証明書」を添付し、学校法人等を経由して申し込んでください。

### ▼申込受付期間

災害発生日以後六か月以内です。

# 介護ビデオ・DVD をご利用ください

福祉部 保健課

私学事業団では、介護に関するビデオやDVDを無料で貸し出しています。

### ●貸し出しビデオ・DVD

- ① 「DVDブック 新しい介護」  
（DVD全一卷）
  - ② 「在宅介護教室」  
（ビデオ全五巻又はDVD全一卷）
  - ③ 「すこやかシルバー介護」  
（ビデオ全八巻）
  - ④ 「在宅介護の基礎と実践」  
（DVD全十巻）
- 詳しくは、「私学共済ブック」[20](#)  
[13](#)「保健・宿泊編」四二頁又は、私学共済ホームページ（福祉事業のご案内）[とくとく情報](#) [全国共通](#)をご参照ください。

### ●申し込み方法

「介護DVD等借入申込書」に必要事項を記入のうえ、各ガーデンパレス共済業務課へ申し込んでください。

※申込書は、「私学共済ブック」[201](#)

[3](#)「保健・宿泊編」一九八頁又は、私学共済ホームページからダウンロードできます。なお、返却にかかる送料は実費負担となります。

# 『社会保障制度 改革国民会議』 報告書の掲載

企画室

社会保障制度改革国民会議は、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するために設置されました。

平成二十四年十一月から二十五年八月まで二十回にわたり、会議が行われ、「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」を示した報告書が、二十五年八月六日に示されました。

議論の対象については、少子化、医療、介護、年金の社会保障四分野となっています。

少子化分野においては、子育て支援等への財源の確保、医療分野においては、財政基盤の安定化及び医療給付の重点化・効率化、介護分野については、一定以上の所得のある利用者負担の引上げ、年金分野については、長期的な持続可能性をより強固なものとする制度の確立、社会経済状況の変化に対応したセーフティネット機能の強化等について報告されています。

現在、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案（プログラム法案）について、臨時国会で審議されています。

社会保障制度改革国民会議報告書については、私学共済ホームページに「きょうさいトピックス」に掲載しましたので、ご参照ください。

# 平成二十五年十月以降の年金額の特例水準の解消

年金部 年金第一課

▼平成二十五年十月分から年金額が一・〇%の引き下げとなりました

「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十九号）」並びに関係法令が平成二十五年十月一日から施行されたことに伴い、二十五年十月分からの年金額は、一・〇%の引き下げとなりました。

## 一 現在の年金額（「本来水準」と「特例水準」の年金額）

平成十六年の年金制度改正により、年金額は、物価指数（総務省が発表する年平均の全国消費者物価指数をいいます。以下同じ）や賃金の変動を反映した水準に改められました。これを「本来水準」といいます。また、少子高齢化の進行に伴い、年金額の自動調整の仕組み（マクロ経済スライド）が併せて導入されました。

一方、それまでの年金額は、特例措

置により十一年から十三年までの物価指数の下落を十二年度から十四年度の年金額に反映させておらず、そのまま「本来水準」の年金額を適用すると年金額的大幅な減額となるため、改正前の水準を「特例水準」として残し、いずれか高い方を年金額として決定することとされました。

現在の年金額は、この「特例水準」の年金額となっており、「本来水準」の年金額に比べ、二・五%高い水準となっています（下図参照）。

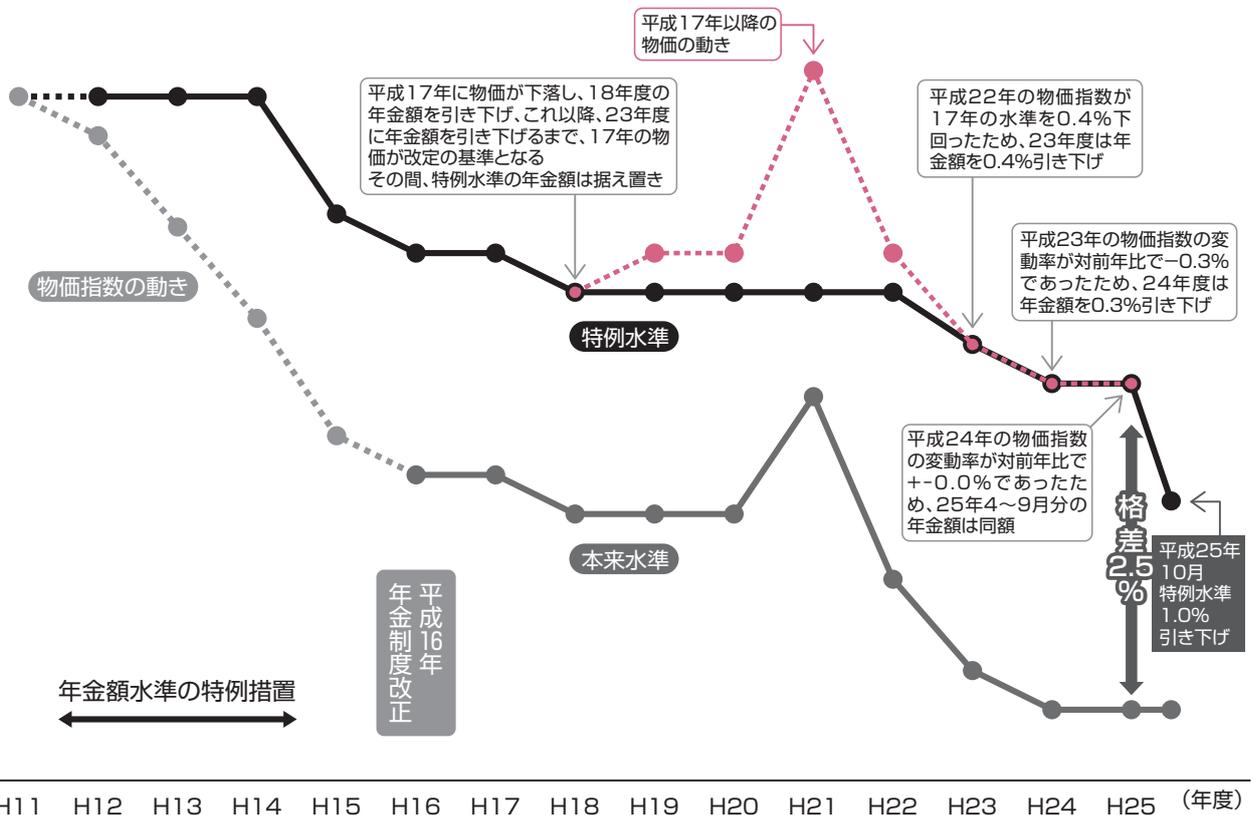
## 二 特例水準の解消

この特例的に高くなっている二・五%について、現役世代の年金額の確保につなげ、世代間の公平を図るため、公的年金制度における一律の措置として、平成二十五年度から二十七年までの三年間で解消する法律が二十四年十一月に成立し、この十月から施行されました。解消の第一段階として、二十五年十月分からの年金額は、一・〇%の引き下げとなります。

なお、二十六年四月以降の年金額の改定等については、時期になりましたら改めてお知らせします。

※本来水準の年金額については、今回、引き下げはありません。

■年金額改定の推移(概念図)



▼新共済法による年金額の改定

年金額を構成する定額部分、給与比例部分、職域加算部分の計算に用いる物価スライド率を改定することにより、年金額を改定します（給与比例部分、職域加算部分を計算する際の物価スライド率は、加入者期間により異なります【表1】）。

また、加給年金額や最低保障額などについても【表2】のとおり改定されます。

なお、旧共済法による年金の額についても、同様の改定が行われています。

▼改定後の年金額の通知等

改定後の年金額は、「改定通知書」等により、年金受給権者ご本人あてにお知らせします。

また、改定後の年金額の支給は十二月定期支給期（十、十一月分）からとなります。

【表1 物価スライド率】

項目		物価スライド率	
		改定前	改定後
定額部分		0.978	0.968
給与比例部分 職域加算部分	①平成13年12月以前の加入者期間がある人	0.978	0.968
	②平成14年1月以降の加入者期間のみの人（③～⑥に該当する人を除く）	0.987	0.977
	③平成15年1月以降の加入者期間のみの人（④～⑥に該当する人を除く）	0.990	0.980
	④平成17年1月以降の加入者期間のみの人（⑤又は⑥に該当する人を除く）	0.993	0.983
	⑤平成22年1月以降の加入者期間のみの人（⑥に該当する人を除く）	0.997	0.987
	⑥平成23年1月以後の加入者期間のみの人	1.000	0.990

【表2 新共済法による年金に係る加給年金額等】

項目				改定前の額	改定後の額	
退職共済年金	加給年金額	配偶者	受給権者の 生年月日	昭和 9年4月2日～昭和15年4月1日	226,300円	224,000円
				昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	33,300円	33,000円
		昭和16年4月2日～昭和17年4月1日		66,800円	66,100円	
		昭和17年4月2日～昭和18年4月1日		100,200円	99,200円	
		昭和18年4月2日～		133,600円	132,200円	
		子2人目まで1人につき		166,900円	165,200円	
	子3人目から1人につき	226,300円	224,000円			
障害共済年金	障害基礎年金不支給による給与比例部分の最低保障額			75,400円	74,600円	
	職務上最低保障額	1級	589,900円	583,900円		
		2級	4,182,500円	4,139,700円		
		3級	2,583,300円	2,556,900円		
加給年金額（障害等級1・2級に限る）			2,337,300円	2,313,400円		
遺族共済年金	職務上最低保障額			226,300円	224,000円	
	中高齢寡婦加算額			1,045,600円	1,034,900円	
	経過的寡婦加算額の計算基礎額			589,900円	583,900円	

### 事例3 配偶者や子に恒常的な収入があるが、被扶養者の範囲内であるため認定申請したい

給与収入や不動産所得等がある場合でも、恒常的な収入が被扶養者の限度額内であるときは被扶養者として認定されます。

#### 【添付書類】

1	続柄及び生年月日を確認する書類 (①又は②のいずれかを添付してください)	①配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本） ②配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限ります）
2 入配 に偶 関者 す・ 子 書収 類	(1) 自営業で事業所得がある人	①所得証明書（所得の種類が確認できる最新のもの） ②確定申告書の写し（税務署の受付印のある最新のもの） (①又は②のいずれかを添付してください)
	(2) 不動産所得、利子所得等がある人	
	(3) アルバイトやパート等で給与収入がある人	勤務先の年収見込証明書及び社会保険未加入証明書 (平成25年版「事務の手引」109ページ参照。私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からひな型をダウンロードできます)

### 事例4 60歳以上の配偶者を被扶養者として認定申請したい

60歳以上の人は、年金（恩給、扶助料も含みます）の受給の有無や年金額等について確認するための書類が必要となります。また、年金以外に恒常的な収入がある場合は、その金額を確認する書類も必要となりますので、**事例3**の収入に関する書類も添付してください。

#### 【添付書類】

1	続柄及び生年月日を確認する書類 (①又は②のいずれかを添付してください)	①配偶者の戸籍抄本（又は謄本） ②配偶者の住民票（加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限ります）
2 配 偶 者 の 収 入 に 関 す る 書 類	(1) 年金請求中の場合 (①及び②両方とも添付してください)	①年金事務所等が発行した年金見込額が確認できる書類、又は裁定請求書を提出した年金事務所等の名称と概算額を記載した口述書（認定対象者の署名・捺印のあるもの） ②年金額決定後に被扶養者の収入限度額を超える年金の決定があった場合は、さかのぼって被扶養者認定を取り下げる旨の誓約書（加入者の署名・捺印のあるもの）
	(2) 年金受給中の場合	公的年金等の証書の写し（年金額等の記載のあるもの） ただし、年金額が改定されている場合は、最新の改定通知書の写し
	(3) 年金を受給していない場合	公的年金を受給していない旨の口述書（認定対象者の署名・捺印のあるもの） ただし、受給する権利があり、その年金額的全額が停止となっている場合は、最新の改定通知書又は年金支給額変更通知書の写し

### 事例5 任意継続加入者が再資格取得をしたときの認定申請

私学共済制度の任意継続加入者が再資格取得する場合で、任意継続加入者のときに被扶養者として認定されていた人については、添付書類を省略できます。

この場合は、「被扶養者認定申請書」の余白に「任意継続加入者からの再資格取得」と朱書きのうえ、任意継続加入者であったときの加入者番号も明記してください。



### 事例6 加入者が継続資格取得したときの認定申請

前任校から認定されている被扶養者については、そのまま継続して被扶養者認定されます。したがって手続きは必要ありません。

なお、被扶養者の要件を欠いたときは、「被扶養者取消申請書」を取消日に在職している学校法人等から提出してください。



# 被扶養者認定申請 — ポイントと事例 ② —

業務部 資格課

8月号では、被扶養者になれる人の範囲や収入及び添付書類について「出生に伴う子の認定」と「子の扶養替え」の2つの事例を挙げて説明しました。

今回は、**加入者の資格取得に伴う配偶者や子の被扶養者認定**について説明します。この場合、被扶養者認定の事由発生日は資格取得日となります。申請は、資格取得した日から30日以内に行ってください。



## 「被扶養者認定申請書」に添付する書類

- ①加入者との続柄及び生年月日を確認する書類
- ②認定対象者自身の恒常的収入が被扶養者の限度額内であるかどうかを確認する書類
- ③夫婦共同扶養に関する書類 [注]

### [注] 夫婦共同扶養に関する添付書類

子を申請する場合、被扶養者とすべき子の人数にかかわらず夫婦それぞれの年間収入の多い方の被扶養者となります。その際、源泉徴収票の写し、所得証明書、勤務先の年収見込証明書などで収入を確認します（配偶者が育児休業等により休業している場合、配偶者の年間収入は休業前の金額で比較します）。

- ※65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」を「被扶養者認定申請書」と同時に提出してください。
- ※「被扶養者認定申請書」及び国民年金第3号被保険者の届出用紙は複写式のため、私学共済ホームページからダウンロードできません。用紙は、共済事業本部又は各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）共済業務課へ請求してください。

## 事例1 前の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から引き続いて配偶者や子を被扶養者として認定申請したい

加入者が他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から引き続き資格取得をする場合（前の職場を退職した日又は翌日に私学共済制度に加入するとき）で、前の健康保険制度で配偶者や子が被扶養者として認定されていたときは、添付書類を次の書類に代えることができます。

### 【添付書類】

#### 前の健康保険制度で被扶養者として認定されていたことが確認できる書類

健康保険証、組合員証の写し又は資格証明書など（続柄、生年月日が確認できるもの）

※子のみの認定で、学校法人等から扶養手当が支給されない場合は、夫婦共同扶養に関する書類（上記[注]）も必要です。

## 事例2 配偶者や子に恒常的な収入がないため、被扶養者として認定申請したい

原則として18歳以上60歳未満の人を認定申請するときは次の書類が必要です。

### 【添付書類】

<p>1 続柄及び生年月日を確認する書類 （①又は②のいずれかを添付してください）</p>	<p>①配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本） ②配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限る）</p>
<p>2 配偶者・子の収入に関する書類 （①又は②のいずれかを添付してください）</p>	<p>①非課税証明書（最新のもの） ②有効期限の記載のある学生証の写し又は在学証明書（昼間部の在籍及び修了年限が明示されたものに限ります） ※大学院生・夜間部・通信教育課程の学生は①に限ります。</p>

なお、最近日本に帰国又は入国したため、非課税証明書が取れないときは、ア及びイの書類が必要です。

ア 非課税証明書が交付されない理由及び国内・国外における収入がない旨の口述書

イ 氏名、生年月日及び出入国年月日の記載されているパスポートの写し又は戸籍の附票



**共済事業本部**

〒113-8441 文京区湯島1-7-5

**☎03(3813)5321** (代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

**年内の手続き書類の  
受け付け・処理**

年内の共済業務の書類等の受け付け及び処理は、次のとおりです。

**資格関係**

- 加入者証等の交付及び資格関係の確認通知書は、**12月12日(木)**受付分までを年内に発送する予定です。
- 資格取得・喪失は、**12月18日(水)**受付分までを12月分の掛金で調定する予定です。 **【業務部 資格課】**

**短期給付関係**

- 短期給付関係の請求は、**12月4日(水)**受付分までを年内に送金する予定です。 **【業務部 短期給付課】**

**貸付関係**

- 年内最終送金(12月24日〈火〉)の貸付申し込みは、**11月29日(金)**が締め切りです。 **【福祉部 貸付課】**

上記の受け付け及び処理は、書類等に不備がないことを前提としています。

年末の業務は**12月27日(金)**までとなっていますので、書類等は期限に余裕をもって提出してください。

**児童手当拠出金の納付対象基準額が  
決定しました**

平成25年の定時決定による基準額は、**182万円**となりました(前年と同額)。10月調定時に長期給付にかかる標準給与の月額合計が182万円以上となる学校法人等については、25年10月分から26年9月分までの間、掛金とあわせて児童手当拠出金を納付することになります。納付額については、「掛金・児童手当拠出金納付通知書」で通知します。

なお、定時決定時の基準額により納付対象となった学校法人等は、その後に長期給付にかかる標準給与の月額合計額が基準額を下回ることもなっても、その期間内においては、児童手当拠出金を納付することになります。

**【業務部 掛金課】**

**積立共済年金・共済定期保険の  
後期加入申込期間**

積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間はいずれも**11月1日(金)**から**11月29日(金)**までとなります。新規加入・加入内容の変更等をする場合は、加入申込期間内に申し込んでください。 **【福祉部 保健課】**

**無効の加入者証等回収と返納のお願い**

加入者(任意継続加入者を含みます)の資格喪失や被扶養者の取り消しなどに伴い、無効となった加入者証及び加入者被扶養者証は必ず返納してください。特に任意継続加入者になる人への周知をお願いします。

- ①加入者証等を紛失により返納できないときは「加入者証等返納不能届書」を提出してください。
  - ②加入者証等の返納が確認できない場合、該当の学校法人等又は任意継続加入者に対して「加入者証等回収調査票」を送付しますので、記入のうえ返送してください。
- ※加入者等が後期高齢者医療制度に加入した後は、私学事業団の加入者証等は使用できませんので、ご注意ください。 **【業務部 資格課】**

**貸付けの申し込み締め切りに  
ご注意ください**

12月24日送金分は**11月29日(金)**が締め切り日となります。通常の締め切り日(毎月15日・月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。 **【福祉部 貸付課】**

**11月の共済業務スケジュール**

1日(金)	積立共済年金・共済定期保険 後期加入申し込み開始
5日(火)	貸付 送金
6日(水)	貸付 10月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 12月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り アイリスプラン 年金コース加入申し込み締め切り
20日(水)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
25日(月)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(木)	掛金 10月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 11月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付 12月24日送金申し込み締め切り 積立共済年金・共済定期保険 後期加入申し込み締め切り

**12月の共済業務スケジュール**

2日(月)	掛金 10月分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 11月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 1月6日送金申し込み・任意償還申出締め切り

## 助成業務

### 私学振興事業本部

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

## 助成業務ホームページのご案内

私学事業団助成業務では、各業務の情報や提出資料の様式等をホームページでお知らせしています。情報の更新は随時行っていますので、皆様ご活用ください。

### ■アクセス方法

私学事業団ホームページ▶助成業務、もしくは私学事業団ホームページの「助成業務」枠内の各業務名をクリック。

URL ([http://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm))

### ■問い合わせ先

〒102-8145

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03(3230)7811・7822

Eメール [kikaku@shigaku.go.jp](mailto:kikaku@shigaku.go.jp)

### 私立大学等経常費補助金

- 補助金の配分基準等
- 補助金の交付状況

### 融 資

○現在、耐震化事業等には通常よりも有利な条件の融資を行っております。期間限定ですので、この機会にぜひご利用ください。

- 耐震改築事業に対する長期低利融資のご案内
- 耐震化等防災安全対策のための低利融資のご案内
- 学校法人に対する貸付け事業のご案内

### 経営支援・情報提供

- 「私立学校運営の手引き」
- 経営判断指標
- 自己診断チェックリスト
- 学校法人ポータルサイトのご案内

### 寄付金

- 受配者指定寄付金
  - 受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」
  - 寄付金パンフレット
- 学術研究振興基金
  - 学術研究振興基金のご案内
  - 募金協力へのお願い

### 「平成24年度学術研究振興資金 学術研究報告」を作成しました

平成24年度に交付した「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」の研究課題について、その研究成果を取りまとめ、「平成24年度学術研究振興資金 学術研究報告」(CD-R)を作成しました。

一般の研究者の方などで、当該「学術研究報告」の送付をご希望される場合は、助成部寄付金課までお気軽にお問い合わせください。



助成部 寄付金課

☎03(3230)7316・7319

Eメール [kifukin@shigaku.go.jp](mailto:kifukin@shigaku.go.jp)

### 会計処理等のご質問・ご相談を 承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

また、東日本大震災にかかる義援金や奨学金等の処理に対するご質問についてもお受けしています。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7838・7846・7847

FAX 03(3230)8727

Eメール [center@shigaku.go.jp](mailto:center@shigaku.go.jp)

※Eメールでのご質問は、お名前・所属・連絡先をご記入ください。

## 宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

# ようこそ、福岡ガーデンパレスへ！！

博多の味を季節に合わせて

**四季の膳 1泊2食**  
 シングル (1名様) **9,500円**  
 ツイン (2名様) **18,000円**

平成26年3月31日まで(年末年始を除きます)の宿泊プランです。

- ・夕食は旬の食材を使用し、地産地消にこだわった会席料理です。
- ・朝食は、新鮮な旬の食材を使用した和・洋バイキングになります。



### 客室のリニューアル

5階フロアはシモンズ社製ベッドを完備し、リニューアル営業中です。  
 フロアごとにリニューアル工事を進め、平成26年1月までに客室全面リニューアルオープンします。

### おせち料理の販売について

二段重 (和食と洋食セット) **20,000円**  
 一段重 (和食又は洋食) **10,000円**

※上記は、加入者価格です  
 ・限定各300個・全国無料配送  
 ご予約は、12月14日(土)までとさせていただきます。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT  
**福岡ガーデンパレス**

〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(713)1112(代表)  
 (福岡空港・JR「博多」駅から地下鉄で「天神」駅下車、徒歩5分。「西鉄福岡(天神)」駅下車、徒歩7分) <http://www.hotelgp-fukuoka.com>

## 融資事業のご案内

# 平成25年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表 (平成25年11月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.3	年% 0.8	年% 0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.4	0.9	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.8	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。  
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築  
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

25年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先  
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861~7867  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)